

調達改善計画		令和2年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日~3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>調達の適正性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 特にシステム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。 随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約24件、企画競争による随意契約9件、公募による随意契約9件の審査を行った。 競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件17件について、価格交渉を行い11件で値引きが行われ、当初提示額から29,713千円(12.8%)が削減された。 情報システム関連については、少額随意契約を含む21件について、CIO補佐官による仕様書及び価格の妥当性の検証を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計担当において随意契約を希望する案件について事前の審査を行い、仕様書の見直し等により一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。
<p>総合評価落札方式への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。 	継続	-	-	-
<p>汎用的な物品・役務</p> <ul style="list-style-type: none"> 汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。 	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達を実施している消耗品の購入や役務契約について、これ以上の削減効果が望めるか検証することは難しいが、共同調達を行うことで、調達に要する行政コストの軽減には寄与していると考えている。なお、本年度より国会議員要覧と政官要覧の一部について、幹事省庁として調達を実施した。
<p>人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府で実施される会計実務研修への積極的な参加や、調達事務の手引きを整備し、職員のスキルアップを図る。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 新任職員を中心に内閣府や財務省が実施する会計実務研修等は、新型コロナの影響で開催を延期されており、今期は開催されなかった。 	-
<p>外部有識者による個別調達案件の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 入札等監視委員会を12月に開催し、7件について審査を行った。 	-
<p>市場価格調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。 	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 適正な価格での契約に向けて、一般競争に付す全ての役務契約の調達において市場価格調査を実施し、複数者の見積金額を参考にできた。 過去に調達を行った類似案件で取得した見積書等も参考にし、適正な予定価格の設定が図れた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:4月1日～3月31日)

外部有識者の氏名・役職【竹内啓博 公認会計士】 意見聴取日【令和3年6月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○指針を踏まえて特に改善に取り組む事項</p> <p>指針を踏まえて特に改善に取り組む事項について、消費者庁が実施した取組内容、取組の効果、課題等について、ご意見をお聞かせください。</p> <p>○随意契約の見直し</p> <p>随意契約の見直しについて、消費者庁が実施した取組内容、取組の効果、課題等について、ご意見をお聞かせください。</p> <p>○調達改善に向けた審査・管理の充実</p> <p>調達改善に向けた審査・管理の充実について、消費者庁が実施した取組内容、取組の効果、課題等について、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>○入札に参加しなかった事業者へ事業者へのアンケートやヒアリングは、必ずしも事業者の実態を明らかにするものであるとは限らないものの、仕様書内容や公告から契約までの期間設定などを見直す必要性の有無について調達サイドが把握するための手法の一つであることは間違いないと思います。ホームページ、電話、メールやラインのやり取りなど様々な媒体を活用して事業者側の負担感を減らすことにより回答数を増やすよう努めていただきたいと思います。</p> <p>○オープンカウンター方式におけるデメリットとして提供役務の品質に対する不安が言及されていますが、競争入札を要しない金額の調達においては、機動性や品質に対する安心感、適正な価格の要素が調達サイドとしては重視されると思います。随意契約においてはこれらの要素の中で適正価格であることが重要であり、それを満たす限りにおいて調達実務の簡素化が許容されると考えます。価格の妥当性について民間企業と同水準で調達が行えるよう努めていただきたいと思います。</p> <p>○貴庁が調達改善に向けた審査や管理の充実のために実施される様々な取組みについては、適切なものと考えます。今後もこれらの取組みを継続していただきたいと思います。</p>	<p>○事業者へのヒアリングを引き続き実施することとし、事業者サイドの要望把握に努めていきたい。また、アンケート調査については、令和2年12月よりホームページから回答できるようにした。引き続き回収率の向上に繋がることのないか検討していきたい。</p> <p>○消耗品等の購入について、オープンカウンター方式での調達を引き続き実施し、印刷製本等他の調達も導入の可否について精査した上で、オープンカウンター方式での調達に努める。</p> <p>○一者応札について、事前審査、事後審査等を引き続き実施し、改善策の検討に努める。また、電子調達システムの電子入札機能を引き続き利用し、事業者の利便性の向上を図る。</p>